

## 5. 管 理

栃木県衛生環境部薬務課 大橋 秀一

(昭和49年8月30日受理)

本県には、当鬼怒川・川治温泉をはじめとして12の温泉地が那須火山帯に沿って県北部に分布している。

これらの温泉地における温泉需給は、所得の増大、レジャーの拡大その他の生活構造の変化による温泉利用客の増加により需給のバランスを保つ上で憂えるべき状態になっているところも見受けられるわけである。

ちなみに、本県における源泉数、ゆう出量等について過去10年間の推移をみると、まず、自噴あるいは動力装置によりゆう田している源泉については昭和39年に260であったものが昭和48年には358を数え、10年間において98の増加となっている。

さらにこれを自噴と動力にわけてみた場合

自噴泉	昭39年	204	
	昭48年	254	増50
動力泉	昭39年	56	
	昭48年	104	増48

という状況で自噴源泉の増加124%に対し動力源泉は185%の増加割合となっている。

また、ゆう出量についてみると、昭和39年には27,574 l/mであったものが、昭和48年には36,416 l/mで、842 l/mの増となっており、これを自噴と動力にわけてみると、

自噴泉	昭39年	21,297 l/m	
	昭48年	24,416 l/m	増3,119 l/m (114%)
動力泉	昭39年	6,277 l/m	
	昭48年	12,000 l/m	増5,723 l/m (191%)

で、前述した源泉同様、動力源泉による増加割合が著しいものとなっている。

そこで、本県が温泉地の将来を展望しつつすすめている温泉源の保護対策、ないし温泉利用客の増加への対応策を述べてみたい。

まず、第1の温泉源の保護対策であるが大別すると温泉影響圏の実態把握と温泉集中管理の具体化促進の二つがあげられる。

前者は温泉地における源泉間の相互干渉の度合を綿密に調査し、そのデータによって影響圏域を総合的にまとめているもので、これによって、その地域における新規の温泉掘さく増掘ないし動力装置に対して、科学的、合理的な判断を行っているものである。

この調査は県と各市町村に組織されている温泉保護開発協会が共同して年次的に進めているもので、これが集大成されたとき県内各温泉地の温泉源保護上、大きな安定剤になるものと考えている。

次に温泉の集中管理であるが、温泉集中管理とは、端的に言えば温泉を個人の管理から共同の管理へ移して温泉利用のムダを排し効率を最大にすることで、その効果は、一つには温泉源

の保護を図りながら温泉需要の増大に対応できること、二つには温泉経営管理面の経費節減が図れることになるわけである。

このシステムは、地域における温泉所有者の全体的な一致が前提として必要であり、具体化についても種々の難かしい問題を克服するための努力を要するが、過去における濫掘の弊が露呈し、源泉相互間の干渉が著しいところを重点的、優先的に実施すべくすすめているところである。

第2は温泉利用客増加への対応策である。御承知のとおり本県は首都圏内において交通網の発達に伴い、日光国立公園をはじめとする観光地を訪れる客は、10年間に179%という激増ぶりである。

このため、既存温泉地においては、時期により飽和の状態がみられるので温泉地として発展可能で、かつ、既存温泉地と離れた新しい地域を選び地質的な温泉開発調査をすすめている。

この結果、那須火山系とは離れた本県東部の黒羽、馬頭など新しい地域において温泉開発の成功をみている。

以上が、既存温泉地における温泉源の将来に対応した管理方策と新しい温泉地開発について本県が進めている事業の概要である。